

**「市政だより天草」編集業務の  
参加資格申請を受付**

市では、市民の暮らしに必要な情報や行政情報、イベントなどを広く市民の皆さんに周知することを目的として、広報紙「市政だより天草」を毎月2回発行しています。

今回、この広報紙の編集業務を請け負う事業者の天草市物品購入等指名競争入札（見積り）参加資格申請の受け付けを次のとおり実施します。

▼**受付期間** 1月5日（火）から同15日（金）まで。

※申込方法などの詳細については、本庁・秘書課広報広聴係（内線1208）へ。

**給与支払報告書の  
提出をお願いします**

平成21年中に給料や賃金などを支払った事業所または個人事業主は、「給与支払報告書」を本庁・市民税課へ提出してください（郵送可）。なお、パート・アルバイトの人や、年の途中で退職した人の分も提出してください。また、個人事業主で、家族などの事業

専従者に支給する給与を必要経費に算入する場合も提出が必要です。

「給与支払報告書」を提出しないと、従業員の人に住民税の申告をお願いすることになりますので、必ず提出してください。提出期限は2月1日（月）となっていますが、事務の都合上、できるだけ1月18日（月）までに提出をお願いします。

▼**提出先** 〒863-8631 天草市役所・市民税課市民税係。

※なお、インターネット（e-TAX）を利用して「給与支払報告書」を提出することもできますが、事前に手続きが必要な場合があります。詳しいことは、本庁・市民税課市民税係へお尋ねください。

※詳細も同係（内線1144）へお尋ねください。

**政治活動用事務所の看板には  
証票が必要で**

天草市長・市議会議員にかかわる政治活動のために使用する、公職の候補者等（現職、

立候補予定者）または後援団体の名称・氏名などを記載した立札・看板類を掲示するために、市選挙管理委員会が発行する証票を貼付しなければなりません。

▼**交付申請** 公職の候補者等または後援団体のいずれも証票交付申請書の提出が必要で（後援団体の場合は、設立届が県選挙管理委員会に受理されていること）。

▼**交付枚数** ①公職の候補者：6枚以内 ②後援団体：6枚以内。

▼**立札・看板の大きさ** 縦150cm、横40cm以内（足の部分も含む）。

▼**注意事項** ①1事務所に付き2枚まで掲示可（事務所以外への掲示は不可）②立札や看板の両面を使用する場合は、両面ともに証票が必要。

※申請方法などの詳細は、本庁・選挙管理委員会事務局（内線1162）へ。

※詳細も同係（内線1144）へお尋ねください。

**商工業設備投資資金利子補給補助金の  
受付を開始します**

常時雇用している従業員数

**非常勤職員を募集します！**

**【保育士嘱託員】**

- 業務内容＝保育士業務。
- 応募資格＝保育士の資格を持っている人または3月までに取得見込みの人。
- 勤務場所・予定人員＝本渡、有明、御所浦、倉岳、栖本、新和、河浦地区…18人程度。
- 雇用期間＝4月1日から平成23年3月31日まで。
- 勤務時間＝月～土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前7時から午後7時までのうち、週30時間。
- 報酬＝月額11万1,000円。
- 試験内容＝面接試験（※日程については後日連絡します）。
- 申込方法＝市販の履歴書（写真を添付）に必要事項を記入し、資格免許状（保育士証または指定保育士養成施設の卒業見込証明書の写し）を添えて、1月29日（金）（必着）までに、〒863-8631（住所記載不要）天草市役所・子育て支援課へ郵送または持参してください。

【問い合わせ先】本庁・子育て支援課子育て支援係（内線1172）

が20人以下の商工業小規模事業者で、設備投資のため500万円以上の資金の借り入れを行った事業者は、利子補給補助金を交付します。

▼**補助対象** ①事業用店舗や倉庫、工場、事務所の新築または増改築 ②製造を目的とした機械の導入（自動車や間接的な機械設備を除く） ③顧客のための無料駐車場の整備（用地取得費を除く） ④公共事業の施行に

**「空き家情報バンク」に登録を！**

市では、市内への移住・定住を希望する人に、空き家情報を提供するため平成20年度から「空き家情報バンク」を開設しています。

現在、皆さんのご協力により、紹介できる登録物件（下表参照）は増加していますが、希望者に提供できるだけの十分な物件数には至っていません。

そこで、空き家を所有しており貸し出しが可能な人は、本庁（別館）・農業振興課へご連絡をお願いします。また、近所などに空き家があるときは、所有者に声をかけていただくなどのご協力もお願いします。

**■「空き地情報バンク」にも登録を！**

空き家と同様に、空き地についても「空き地情報バンク制度」を設けています。空き地を所有している人で貸し出しが可能な人は、本庁（別館）・農業振興課へご連絡をお願いします。

**◆「空き家・空き地情報バンク制度」に登録されている紹介可能な物件の状況**

空き家	15件
空き地	12件

**◆「空き家情報バンク制度」による空き家の利用者と利用希望登録者の状況**

利用者	8家族
利用希望登録者	89人

※いずれも平成21年12月15日現在。

【問い合わせ先】本庁（別館）・農業振興課都市農村交流係（内線2591）

**◆「空き家情報バンク制度」イメージ図**



**農地制度が変わりました！**

平成21年12月から、農地の減少を食い止め農地を確保するとともに、貸し借りをしやすくして最大限に利用することを目的に、新たな農地制度がスタートしました。改正のポイントは、次のとおりです。

**農地の貸借規制を緩和！**

- 農地を利用できる人の範囲が拡大されました（一定の要件を満たす必要があります）。
- 市町村などが農地所有者から委任を受け、代理で担い手に貸し付けなどを行う事業が新設されました。

**遊休農地に対する指導を強化！**

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、毎年農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者などに対しては、同委員会が指導・勧告等を行います。

**違反転用に対する罰則を強化！**

- 違反転用などに対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事などによる行政代執行制度が創設されました。



**農業委員会への届け出が必要！**

- 相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届け出が必要になります。
- 届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合などは、同委員会から貸し借り等のあっせんを受けられるようになりました。

【問い合わせ先】本庁（別館）・農業委員会事務局（内線2561）